

関西女子学生バスケットボール連盟 規約

第1章 名称

第1条 本連盟は、関西女子学生バスケットボール連盟（KANSAI WOMENS INTERCOLLEGIATE BASKETBALL ASSOCIATION）と称し、その事務所を「大阪市北区西天満3丁目5番1号 和田伊ビル3階内」におく。

第2章 目的

第2条 本連盟は、学生の本分を守りながら、加盟校会員相互の心身を陶冶し、親睦を図り、女子学生バスケットボールの進歩普及を図る。

第3章 組織

第3条 本連盟は、関西地区における大学及び短期大学をもって組織し、選手は女子のみとする。

第4条 本連盟に加盟する大学及び短期大学は、公益財団法人日本バスケットボール協会に登録しなければならない。

第4章 事業

第5条 本連盟は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 競技会
- (2) 国際または、国内試合に参加する関西地区の代表チームの選抜
- (3) 講習会、研究会
- (4) その他、本連盟の目的を達成するために必要な事業

第6条 本連盟の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月末日までとする。

第5章 役員

第7条 本連盟は次の通り役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 顧問 若干名
- (4) 参与 若干名
- (5) 理事長 1名
- (6) 副理事長 若干名
- (7) 常任理事 若干名
- (8) 理事 若干名
- (9) 委員長（学生） 1名
- (10) 副委員長（学生） 若干名
- (11) 委員（学生） 若干名
- (12) 監事 2名

第8条 会長は、理事会において決定する。

2 会長は、本連盟を代表する。

3 会長は、第7条（2）より（12）の本連盟の役員を委嘱する。

第9条 副会長は、理事会において決定する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。

第10条 顧問は、理事会において決定する。

2 顧問は、本連盟に重要事項が生じたとき会長の諮問に応ずる。

第10条の2 参与は、理事会において決定する。

2 参与は、会長の求めにより、本連盟の事業に協力する。

第11条 理事長は、理事会において互選により決定する。

2 理事長は、本連盟の事業の審議・執行を統括し、会長、副会長に事故ある時はその職務を代行する。

第12条 副理事長は、理事長が指名し、理事会に報告する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故ある時はその職務を代行する。

第13条 常任理事は、理事会において互選により決定する。

2 常任理事は、常任理事会および理事会において本連盟の事業を審議し、決定する。

第14条 理事は、次の区分より選出する。

（1）加盟校から推薦のあった者

（2）審判部会から推薦のあった者

（3）本連盟の委員長、副委員長ならびに委員（以下、学生委員とする）を経験した者のなかから、理事会が推薦した者

（4）学識経験者のなかから理事会が推薦する者

2 理事の選出人数および方法は、「理事選出に関する細則」による。ただし、前項（3）と（4）を加えた理事が、過半数を超えてはならない。

3 理事は、理事会において本連盟の事業を審議し、決定する。

第15条 常任理事および理事は、学生委員による本連盟の事業の執行が円滑に進むよう指導、援助する。

第16条 委員長及び副委員長は学生委員において互選する。

2 委員長は、学生委員による本連盟の事業執行を統括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が事故あるときはその職務を代行する。

4 学生委員は、所属校の推薦により理事会または常任理事会において選任し、本連盟の事業を執行する。

第17条 監事は、理事長が会長と協議のうえ指名し、理事会に報告する。

2 監事は、本連盟の会計のほか、事業全般を監査する。

第18条 会長を除く役員の任期は2年間をもって1期とする。但し、学生委員の任期は1年間

をもって1期とする。また、役員の大任は妨げない。

2 会長を除く役員の大任の期間は、4月1日から翌事業年度3月31日までとする。

第6章 会 議

第19条 本連盟は次の通り会議をおく。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 常任理事会
- (4) 各部会
- (5) その他必要なる会合

第20条 総会は本連盟加盟校の学生代表者各1名をもって構成し、本連盟の最高の大議機関とする。

- 2 総会は定時総会と臨時総会とする。定時総会は毎年1回5月末までに、臨時総会は必要ある時、会長が招集する。
- 3 総会は、理事会で決定した次の事項を報告し、承認する。
 - (1) 毎年度事業計画及び予算
 - (2) 毎年度事業報告及び決算報告
 - (3) 役員改選
 - (4) その他必要なる事項

第21条 理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事及び理事をもって構成し、本連盟事業の大定及び執行機関とする。

- 2 理事会は、毎年度初め及び理事長が必要と認めたとき、または構成員の半数以上の要請があったとき、理事長が招集する。
- 3 理事会は、次の事項を審議し、大定する
 - (1) 事業計画及び予算
 - (2) 事業報告及び決算報告
 - (3) その他理事会の審議を必要とする事項
- 4 学生委員は、理事会に出席する。
- 5 監事は、理事会に出席することができる。

第22条 常任理事会は理事長、副理事長及び常任理事をもって構成する。

- 2 常任理事会は、理事長または構成員の半数以上の要請があったとき、理事長が招集する。
- 3 常任理事会は次の事項を審議し、大定する。
 - (1) 本連盟の日常の事業に関わる事項
 - (2) 本連盟の事業執行に必要な細則
 - (3) その他常任理事会の審議を必要とする事項
- 4 学生委員は、常任理事会に出席する。
- 5 監事は、常任理事会に出席することができる。

第23条 本連盟の事業を執行するために理事会に次の各部会を設置する。

- (1) 総務部会
- (2) 広報渉外部会
- (3) 財務部会
- (4) 審判部会

- (5) 競技部会
- (6) 強化部会
- 2 本連盟の事業等を検討するために企画担当をおく。
- 3 各部会の業務範囲および運営方法は、「部会運営に関する細則」による。

第24条 総会、理事会、常任理事会は、構成員の半数以上の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって議決する。

第7章 加盟および脱退

第25条 本連盟への新規加盟は、別に定める手続きを行ったうえ、理事会もしくは常任理事会の承認を得る。

第26条 加盟校は、毎年度初めに別に定める手続きにより選手およびスタッフの運営協力費（個人）と運営費（チーム）を納入する。

第27条 本連盟より脱退する際は、理由書を提出し常任理事会の承認を得る。

第8章 競技会

第28条 本連盟は次の競技会を行う。

- (1) 全関西女子学生バスケットボール選手権大会
- (2) 関西女子学生バスケットボールリーグ戦
- (3) 関西女子学生バスケットボール秋季トーナメント大会
- (4) その他必要なる競技会

第29条 次の者は、競技会への出場資格を持たない。

- (1) 本連盟、当該大会にエントリーされていない者
- (2) アマチュア資格を停止または剥奪された者
- (3) 在学する大学において停学もしくは休学中の者

第30条 競技会は、競技会ごとに定める競技規則に基づいて行う。

第9章 会計

第31条 本連盟の事業に必要な経費は、加盟校の納入費、各競技会参加費および分担金、その他の収入をもってこれに充てる。

第32条 運営費と運営協力費は、毎年度初めに納入し、既納費はいかなる場合も返還しない。

第33条 本連盟の決算報告は、年度毎に監事による監査を受けて理事会で決定し、総会の承認を得る。

第10章 罰則

第34条 本連盟の規約その他決定事項に反する行為があった加盟校、構成員の役員および選手は、理事会の決定により除名、懲戒その他の処分を受ける。

第11章 附 則

第35条 本連盟の運営に必要な細則は、常任理事会において別に定める。

第36条 本規則の改廃は、理事会において決定し、総会において承認を受ける。

附則 本規則は昭和62年2月1日より施行する。

附則（理事会運営等に関する一部改正） 本規則は平成24年2月1日より施行する。

附則（連盟規約に関する一部改正） 本規則は平成29年2月1日より施行する。（平成29年3月12日改正）

附則（連盟規約に関する一部改正） 本規則は平成30年3月17日より施行する。（平成30年3月17日改正）

附則（連盟規約に関する一部改正） 本規則は令和2年5月1日より施行する。（令和2年4月20日改正）

関西女子学生バスケットボール連盟規約にもとづく細則

加盟・脱退に関する細則

1. 加盟手続き

- ・新規に加盟するチームは、団体証明とともに本連盟の定める加盟申請書を提出しなければならない。
- ・団体証明は、当該大学の学長の公印を必要とし、部長・主将・主務の連名で押印されたものとする。
- ・新規加盟申請の審査・承認は、理事会または常任理事会で行う。

2. 脱退手続き

- ・脱退するチームは、本連盟の定める脱退届を提出しなければならない。
- ・脱退届の審査・承認は、理事会または常任理事会で行う。

附則 本細則は昭和62年2月1日より施行する。

附則（加盟脱退に関する細則に関する一部改正） 本細則は平成24年2月1日より施行する。

加盟手続きに関する細則

1. 加盟チームは、毎年度当初に加盟手続きを遅滞なく完了しなければならない。
2. 加盟チームは、全日本大学バスケットボール連盟加盟用紙と選手証を提出しなければならない。
3. 加盟チームは、所定の運営費（チーム）及び運営協力費（個人）を、本連盟が定めた期日までに納入しなければならない。
4. 選手の資格と継続回数は、全日本大学バスケットボール連盟の規定に準ずるものとし、当該大学もしくは短期大学に在籍している者とする。
5. スタッフに関しては、毎年度、所定の用紙に必要事項を記入し、部長の署名押印のうえ、所定の期日までに提出しなければならない。
6. 部長は当該大学もしくは短期大学の専任教職員とし、当該バスケットボール部を統括する。監督、コーチ、アシスタントコーチ、トレーナー等は学外者であっても何ら差し支えない。

附則 本細則は昭和62年2月1日より施行する。

附則（連盟規約改正に伴う一部改正） 本細則は平成24年2月1日より施行する。

附則（加盟手続きに関する細則の一部改正） 本細則は平成29年2月1日より施行する。（平成29年3月12日改正）

附則（加盟手続きに関する細則の一部改正） 本細則は平成30年3月17日より施行する。（平成30年3月17日改正）

理事選出に関する細則

本細則は、連盟規約第14条第2項に基づき、本連盟の理事選出に関する細目を定めるものである。

<理事の選出>

1. 「加盟校からの推薦があった者」(第14条第1項(1))
 - ・ 理事会または常任理事会において、理事推薦を要請する加盟校を決定する。
 - ・ 決定にあたっては、チームのスタッフ構成、理事会活動への参加可能性、競技に関する見識、連盟順位(所属の部)を総合的に勘案する。
 - ・ 当該校のチーム部長または監督からの推薦を受けて、理事会または常任理事会に推挙する。
 - ・ 常任理事会の決める期日までに推薦がない場合は、対象としない。

2. 「審判部会から推薦のあった者」(第14条第1項(2))
 - ・ 理事会または常任理事会において、審判部長に対して次期理事候補者の推薦を要請する。
 - ・ 審判部長は、審判員のなかから2名を次期理事候補者として、理事会または常任理事会に推挙する。

3. 「本連盟の委員長、副委員長ならびに委員(以下、学生委員とする)を経験した者のなかから、理事会が推薦した者」(第14条第1項(3))
 - ・ 理事会または常任理事会において、対象者のなかから、理事としてふさわしいと認められる者を推挙する。

4. 「学識経験者のなかから理事会が推薦する者」(第14条の第1項(4))
 - ・ 理事会または常任理事会において、本連盟の発展に寄与する判断できる学識経験者から、理事としてふさわしいと認められる者を推挙する。

5. 理事の部会への所属
 - ・ 理事は、いずれかの部会に所属するものとする。所属は理事会または常任理事会において決定する。

6. 理事の補充選任
 - ・ 理事が途中で退任した場合、もしくは途中で理事選任が必要となった場合は、上記の区分にしたがい、補充選任を行うことができる。

<常任理事の選出>

1. 常任理事は、各部会の部長・副部長とする。副理事長が兼ねる場合はこの限りではない。
2. 各部会の部長・副部長は2つまで兼ねることができる。
3. 同じ部会の部長を3期以上継続することはできない。ただし、審判部会はこの限りではない。

<監事の選出>

1. 理事として選ばれた者が監事となった場合、理事を解く。

＜その他＞

1. 連盟規約および本細則に定めのない事項で、決定を要する事項が生じた場合は、理事会または常任理事会において審議し、決定する。

附則 本細則は平成24年2月1日より施行する。

附則（理事選出に関する細則の一部改正） 本規則は平成29年2月1日より施行する。（平成29年3月12日改正）

部会運営に関する細則

本細則は連盟規約第23条第3項にもとづき、設置される部会の運営に関する細目を定めるものである。

1. 本連盟の理事は、理事長、副理事長を除き、理事会または常任理事会の決定により、いずれかの部会に所属するものとする。
2. 各部に部長および副部長を置く。部長はその部の所管する業務を統括し、副部長は部長を補佐し、部長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 各部の部長および副部長は、理事会または常任理事会で決定し、常任理事となる。
4. 各部長は、部の業務遂行にあたり、必要に応じて部会を招集し、決定した内容は直近の理事会または常任理事会に報告する。
5. 学生委員は、各部のいずれかまたは複数に所属し、部会の決定事項を執行する。
6. 各部の所管事項は次のとおりとする。
 - ・総務部－理事会・常任理事会の運営・記録、競技会の表彰式・開閉会式、渉外、広報物の制作、広告の依頼、学生委員会に関すること、他の部が所管しない事項
 - ・記録報道部－競技会の表彰・記録、報道機関への情報提供、競技会の宣伝、その他ソーシャルメディアを用いた広報・記録・報道（ホームページの運用含む）に関する事項
 - ・財務部－予算・決算、連盟費の収納、事業遂行上の経費執行、寄附・協賛に関すること、その他財務に関する事項
 - ・審判部－競技会の審判委嘱、競技ルールの普及、T0に関すること、その他審判に関する事項
 - ・競技部－競技会の日程、会場、運営及び規則に関する事項、その他競技に関する事項
 - ・強化部－競技力向上、強化選手および選抜チーム編成に関する事項、国際交流に関する事項、その他競技力強化に関する事項

附則 本細則は平成24年2月1日より施行する。

附則（部会運営に関する細則の一部改正） 本細則は平成29年2月1日より施行する。（平成29年3月12日改正）

附則（部会運営に関する細則の一部改正） 本細則は令和2年5月1日より施行する。（令和2年4月20日改正）